

入 札 説 明 書

海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務

I	入札説明書	(頁) 1～3
II	提出書類一覧表	4
III	入札書・委任状	5～8
IV	仕様書	9～11
V	仕様書に関する質問書	12
VI	ラッピングデザイン納入実績申告書	13
VII	契約書(案)	14～18

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令等に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1)業務名
海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務
- (2)業務内容
海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務仕様書
(以下、「仕様書」という)のとおり
- (3)委託期間
契約日から令和7年8月29日

2 問い合わせ等について

- (1)この入札についての問い合わせ先
徳島県海部郡牟岐町中村杉谷266
徳島県立海部病院 経営・情報担当
電話番号 0884-72-1166
ファクシミリ番号 0884-72-3521
電子メールアドレス kaifubyouin@pref.tokushima.lg.jp
- (2)入札の参加資格等については入札公告のとおり
- (3)問い合わせについての受付期間
問い合わせについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「V仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。
なお、期間については、令和7年6月18日(水)までとする。

3 参加資格要件の確認に係る提出書類について

- (1)本件入札に参加しようとする者は、
(別紙2)「ラッピングデザイン納入実績」を作成し、内容を証明する書類(契約書又は納品書の写し等)とあわせて、提出期限までに提出しなければならない。
また、提出書類の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた者に限り、採用決定の対象とする。
なお、提出書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 提出書類の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ①提出期限
令和7年6月16日(月) 午後5時
 - ②提出場所
所在地 徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷266番地
所属名 徳島県立海部病院 3階 事務局 経営・情報担当
 - ③提出方法
持参又は郵送(ただし、持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便で期限内に必着のこと。)

4 入札手続等

- (1)入札及び開札執行の日時及び場所
 - ①日時
令和7年6月23日(月)午後1時
 - ②場所

徳島県海部郡牟岐町中村杉谷266
徳島県立海部病院 2階 講堂

③入札書の提出方法
持参又は郵送

(2) 郵送による入札書・再入札書の提出期間及び宛先等

①提出期間

令和7年6月9日(月)午前9時から同月20日(金)午後5時まで

②宛先

(1)②に同じ

③封筒等

厳封された封筒の表面に「海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務入札書在中」と朱書きすること。また、再度入札を行う際には同日直ちに行うため、再度入札への参加を希望する場合は、厳封された別封筒の表面に「海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務再入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札の方法等

①入札の方法

「海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務」の総価で行う。

②入札書の作成,提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、仕様書に記載する「入札書記載金額」に記載すること。

代金の見積りに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

なお、代理人はできる限り自社の役員又は従業員を選任すること。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

③再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ①入札公告で規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- ②記名のない入札。
- ③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④同一事項に対してした2通以上の入札。
- ⑤他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
- ⑥代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札。
- ⑦仕様書に記載する無効に該当するもの。
- ⑧前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(5) 開札

この入札の開札は、当院職員2名の立ち会いの下で行うものとする。

(6) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、この入札説明書に示した業務を実施できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

5 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県海部郡牟岐町中村杉谷266
徳島県立海部病院 経営・情報担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

6 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

7 情報公開について

入札事務の透明化・適性化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があった場合には、入札代理人の氏名及び印影を公開することとしますのであらかじめご承知おきください。

II 提出書類一覧表

1 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封書に入れ密封し、その封皮に入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名を記載する。また、その代理人による場合は、代理人の住所、氏名をあわせて記載するとともに、「海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務」と朱書きすること。

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

③ のり

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認後、封をして入札を行うこと。

2 再入札時

① 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

② のり

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認後、封をして入札を行うこと。

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件

海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県立海部病院長 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを付すこと

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

徳島県立海部病院長 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

■ 代理人が入札するとき

¥マークを付すこと(無い場合は無効)

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県立海部病院長 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

「代理人」と記入(無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県立海部病院長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和7年6月23日（月）午後1時に執行する『海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳島県立海部病院 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。

- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県立海部病院が令和○○年○○月○○日に
執行する『海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務
入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名：海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ _____

E-mail _____

質問項目	
内 容	

海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務 仕様書

1 業務名

海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務

2 業務内容

(1) ロゴデザインの制作

- 海部・那賀地域の特色や、「最後まで地域で暮らせる医療」を実現するという海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト（以下、「本事業」と呼ぶ）のミッション、徳島県立海部病院が取り組む「サーフ・ホスピタル」などのモチーフなどを活かした、本事業のブランディングにふさわしいロゴをデザインすること。
- 将来的に「商標登録」に出願できるよう、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないように配慮し、そのチェックも含めて行うこと。

(2) 車体ラッピングデザインの制作

- (1) で制作したロゴデザインを用いて、本事業で運行する医療 MaaS 車両の車体デザインを行うこと。
 - 車体デザインに当たっては、トヨタハイエース相当車を想定し、同車両にラッピングシートとして貼付することを前提としたデザインとすること。
 - デザインはフルラッピングでの施工を前提として、車体全体を活用した誘目性の高いものとする。
- ※ 本業務には、実際の車体へのラッピング施工は含まない。

(3) デザイン選定のための模型の作製

- (1) (2) の制作にあたり、3案のデザイン案を提示すること。
- デザイン案の提示に当たっては、案ごとに模型を作製し、合計3体の模型を提出すること。

- 模型はできあがりのイメージを十分に感得できる精度と品質を備え、全長 180mm 以上のものとする。
- デザイン選定終了後は、本事業の PR に利用するため、3 案のうち決定した 1 案のデザインを、ほかの 2 体の模型に貼付しなおして納品すること。

(4) 納品

- ロゴデザイン、車体デザイン及び関連デザインに係る完成データ
 - (3) で作製したモックアップ模型
- ※データの納品に当たっては、ラッピング施工業者が作業をしやすいよう、納品のデータ形式については事前に協議すること
- ※編集可能な状態で納品すること。
- ※納品する模型は、展示による PR などに利用することを前提とした審美的品質と装飾性を備えたものとする。

(5) 協議

- デザインの趣旨説明や校正指示のため、発注者やラッピング施工業者と必要な協議を行うこと (3～5 回程度)。
- 上記協議は、現地での協議またはウェブミーティングによること。

4 納品期限

令和 7 年 8 月 29 日 (金)

※デザイン案のモックアップ模型は、デザイン選定の必要があるため、令和 7 年 7 月 31 日 (木) までに納品すること

5 納品場所

徳島県立海部病院事務局 経営・情報担当
(徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷 2 6 6 番地)

6 その他

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。) 及びその他一切の知的財産権 (この作品が著

作物としての要件を満たさない場合の著作権的利用に関する一切の権利を含む)は、徳島県立海部病院に帰属するものとする。

- (2) 成果物が本事業 PR 用デザインとして広く広報に活用されることについて承諾するとともに、徳島県立海部病院及び徳島県立海部病院より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)及びその他一切の人格権を行使しないものとする。
- (3) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、受託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (4) 受託者は、委託業務期間及び委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他情報の保護に努めること。
- (5) 本業務仕様書に定めのない事項については、徳島県立海部病院と協議するものとする。

(別紙2)

ラッピングデザイン納入実績申告書

徳島県立海部病院長 殿

所在地 :

法人名 :

代表者名 :

担当者氏名 :

電話番号 :

注1) 平成27年4月1日以降の企業又は官公庁の車輛に対するラッピングデザインの納入実績を記載すること。
また、補足資料として、各案件のデザインの概要がわかる資料を添付すること。

注2) 注1)の対象となる納入実績は、原則として全てについて、記載すること。
ただし、10件以上の場合については、最近のものを中心に10件の記載に省略できるものとする。

ラッピングデザインの納入実績については、次のとおりです。

番号	納入先	内容	納入日	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

納入実績 _____ 件

※判定

適合

・

不適合

委託契約書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- | | |
|------------|--|
| （1）委託業務名 | 海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務 |
| （2）委託業務の内容 | 別添の海部・那賀ヘルスケアモビリティプロジェクト車体等ラッピングデザイン業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり |

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。
2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約日から令和7年8月29日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇, 〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円）。
2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(危険負担)

第16条 成果物の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲は乙に対して契約の再履行を要求し、又はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、委託業務の完了後、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は損害の賠償をさせることができる。ただし、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。

2 甲は、前項の請求を行うには、契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知しなければならない。

(著作権の帰属等)

第18条 委託業務の過程で生じた全ての著作権(著作権法第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、甲に帰属する。

2 乙は、甲に対し、委託業務の過程で生じた成果物に関する全ての著作者人格権(著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。)を行使しないものとする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県海部郡牟岐町中村杉谷266
徳島県立海部病院
院長 影治 照喜 印

乙 徳島県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。